

## 商工会便り

平成15年 4月号 梶原町商工会  
桜前線も東北、北海道地方へと北上しています。ここ梶原も里から山のほうへと春が移動しています。心地良い季節になってきました。まだまだ、肌寒い日もあります。“花冷え”と言うのでしょうか。。。

☆☆☆☆☆☆

### 青年部から 釣り大会 のお知らせ

下記の日程で釣り大会を行います。参加ご希望の方は、4月30日（水）までにお申し込み下さい。

開催日 平成15年5月25日(日曜日)  
場 所 御五神島  
参加費 2,000円

お申し込み、大会についての詳細は商工会青年部事務局までお願いします。

TEL 65-0489

### ※ 須崎税務署からお知らせ

須崎税務署が仮庁舎に移転します。  
別紙を参考にして下さい。

### 平成15年度税制改正について

※ 消費税が大きく変わりました。主な改正点についてお知らせします。

#### I 総額表示

消費者に対して、商品等の販売をする時消費税等を含めた総額を表示する。

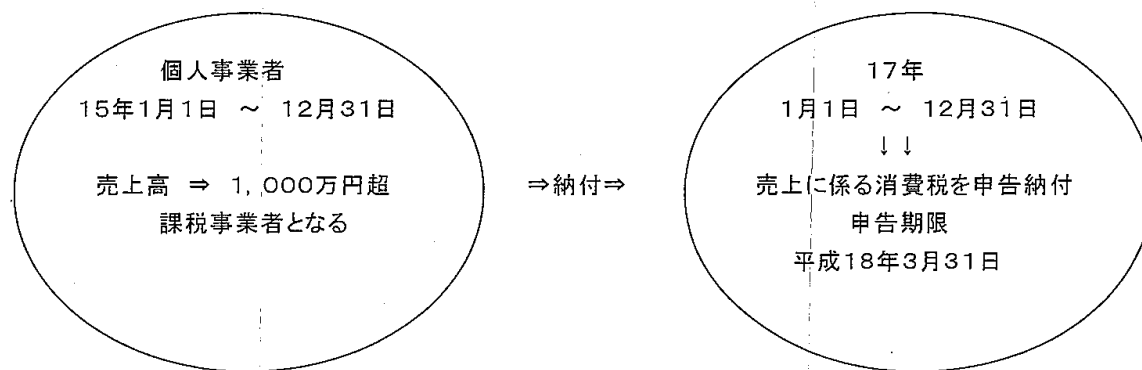
適用 ⇒ 平成16年4月1日から

II	事業者免税点制度	現行	改正
1	事業者免税点	3,000万円	1,000万円
2	簡易課税制度 選択できる適用上限 売上高	2億円	5,000万円

1. 今までは、売上高 3,000万円以上の事業者の方が、消費税を納付していましたが、これからは売上高 1,000万円超で納付になります。

今回の改正では、15年度の売上高が1,000万円を越えると、2年後の平成17年に申告納付となります。

① 個人事業者の方は、15年1月～12月の決算で、売上高が1,000万円を越えると、18年3月に17年の売上高に対して消費税を納めることとなります。



② 法人事業者的方は、平成16年4月1日以後に開始される事業年度分から課税期間になります。

(例) 事業年度4月1日～3月31日の法人

平成14年4月1日～平成15年3月31日 ⇒ 売上高 1,000万円超

↓

平成16年4月1日～平成17年3月31日 ⇒ 決算申告と同時に消費税を納付

#### III. 少額資産損金算入制度の拡充(中小企業者等)

平成15年4月1日～平成18年3月31日までの間に、取得価格 30万円未満の減価償却資産を取得した場合、全額の損金算入ができます。

※ 税務に関する講習会を後日開催予定です。